

報告第12号

損害賠償等の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第2号又は第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和2年12月4日提出

天理市長 並 河 健

専決第16号

専 決 処 分 書

令和元年10月31日に判明した天理市田町816番地の市が管理する駐車場における不法投棄事案に関し、相手方との間で別紙のとおり示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号の規定により、専決処分する。

令和2年10月16日

天理市長 並 河 健

## 示談書

天理市長を甲、[REDACTED]を乙として、甲と乙は、令和元年10月31日に判明した、甲が管理する龍王山休憩所駐車場（天理市田町816番地。以下「本件土地」という。）において乙が為した不法投棄事案（以下「本件事案」という。）について、以下のとおり示談をした。

### 記

#### （謝罪）

第1条 乙は、甲に対して、本件土地において本件事案を犯した事実を認め、謝罪する。

#### （示談金）

第2条 乙は、甲に対して、本件事案で発生した不法投棄物の処分費用として甲が負担した実費に相当する金195,800円の支払義務があることを認める。

2 乙は、前項記載の金195,800円を、甲の発行する納付書により金融機関を利用して支払う。

3 納付期限は、令和2年10月30日とする。

#### （清算条項）

第3条 甲乙間には、本示談書に定めるほか何らの債権債務も存在しないことを確認する。

2 甲及び乙は、本件事案について、今後は裁判上・裁判外を問わず一切請求を行わない。

専決第17号

専 決 処 分 書

令和2年7月13日午後1時40分頃天理市三昧田町元東方地内の市道26号線上で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号及び第3号の規定により、専決処分する。

令和2年10月20日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 9,000円

専決第18号

専 決 処 分 書

令和2年7月26日午後3時45分頃天理市二階堂上ノ庄町47番地2先の市道636号線上で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号及び第3号の規定により、専決処分する。

令和2年10月27日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 142,710円



専決第20号

専 決 処 分 書

令和2年10月9日午後4時頃天理市勾田町12番地2先の市道4号線上で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号及び第3号の規定により、専決処分する。

令和2年11月18日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 28,200円